

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
4月8日（水）	危機管理政策課	088-621-2713	勝間・土井

第5回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果について

以下のとおり、第5回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和2年4月8日（水）11:00～11:20
- 2 場 所：県庁3階 特別会議室
- 3 出席者：知事，副知事，政策監，政策監補，県警察本部長，各部局長など計19名
- 4 協議概要：① 緊急事態宣言を受けた本県の対応について
② 徳島県対処方針（変更）について

■危機管理環境部から報告

- 4月7日（火）、政府により新型コロナウイルスの「特別措置法」に基づく、「緊急事態宣言」が7都府県に発令された。この宣言により、不要不急の外出自粛の要請や、学校、遊戯施設等の使用等制限等の要請が可能となるほか、臨時の医療施設における医療の提供義務が発生することとなる。
- 県民の皆様に対して、生活への影響等の心配をおかけすることのないよう、県ホームページ等において、「緊急事態宣言に係るQ & A」を掲載し、情報発信に努めている。
- 同日、政府による「緊急事態宣言」の実施とあわせて、政府の「基本的対処方針」が改正されたことを受け、県においても徳島県対処方針を改正した。
- 政府による「緊急事態宣言」が発令されたことから、既に県内全市町村において対策本部を設置済みであり、感染拡大の防止に向け、市町村とも連携を図る。

■保健福祉部から報告

- 国内の新型コロナウイルス感染症の発生状況
厚生労働省の発表によると、
 - ・ 4月6日（月）12時現在、3,654人
 - ・ 死亡者 73人
 - ・ 鳥取、徳島を含む関西圏の感染者数は、786人
 - ・ 昨日の報道によると、東京都で新たに80人の感染が確認されたとのこと。
- 国内においては、都市部を中心に新規感染者数が急増しており、会食に参加した学生の間でクラスターが発生するなど若者による感染拡大が懸念されている。
- 本県では4月7日（火）までにPCR検査を208件実施。3例の感染症例が確認された。
- 感染症指定医療機関の感染症病床のほかに、結核病床、一般病院における一般病床も含めて11病院・130床の入院医療提供体制を確保した。

■教育委員会から報告

- 4月3日（金）の本部会議において、春期休業が明けるとともに、4月8日（水）から学校を再開するように通知するとともに、市町村立の学校についても同様の対応を要請した。
- しかし、昨日の特別措置法に基づく緊急事態宣言が、東京都はもとより、大阪府、兵庫県等、本県の近隣地域に発令されていることから、本県への帰県者などの移動が増加し、県内においても感染リスクが高まることが強く懸念されている。
- このため、「学校でクラスター（集団）感染を発生させない」との方針のもと、より一層の万全を期すため、再度4月11日（土）から政府の緊急事態宣言の終期である5月6日（水）までを新たに臨時休業の期間とする。
- 臨時休業に当たり、4月8日（水）から4月10日（金）までを臨時休業に備えた準備期間として登校日を設けることとする。

■政策創造部から報告

- 東京本部・関西本部では、時差出勤や在宅勤務を積極的に活用し、感染防止対策を実施。
- 「緊急事態宣言」の発令を受け、県各本部では3班体制の勤務シフトを導入し、残りの職員は在宅勤務とした。出勤時においても3密を避け、マスク着用、手指消毒、うがいを再度徹底。
- 職員が感染した場合は勤務シフトを再編、執務室を消毒し、業務を継続する。

■知事から次のとおり指示

- 昨日、国から7都府県へ「緊急事態宣言」が発令されたが、この事態を受け止め、感染拡大防止に力を合わせて対応していくことが何よりも重要となる。
そこで私の方からは4点、指示する。

○1点目 「徳島県対処方針」の変更について

- ・ 国の「基本的対処方針」変更を受けて、「徳島県対処方針」を変更した。「緊急事態宣言」対象都府県からの要請への支援などを盛り込んだ。

○2点目 学校休業について

- ・ 4月3日（金）の本部会議の結果、4月8日（水）に始業式、4月9日（木）に入学式という形で新学期がスタートを切る予定であったが、昨日、特措法に基づき緊急事態宣言が関西広域連合の対象県である大阪府、兵庫県等、本県の近隣に位置する都市に発令された。
- ・ 全国知事会として、対象都府県からの往来自粛の依頼を強力に発信しているものの、都市封鎖はなされていないことから、緊急事態宣言が発令された地域から本県への移動が増え、感染リスクが高まることが想定される。
- ・ 本県の児童生徒の安全を最優先に「学校でクラスター感染を発生させない」との方針のもと、より一層の万全を期すため、4月11日（土）から5月6日（水）まで学校を臨時休業する。
- ・ 本日4月8日（水）から4月10日（金）までを休業準備期間とする。

○3点目 自粛要請について

- ・ 「緊急事態宣言」がなされた7都府県が行っていく対策の効果を最大限に発揮いただくため、県民の皆様には7都府県への往来自粛をお願いしたい。
- ・ また、指定されなかった「北海道、愛知、京都、和歌山」も感染者数は増大していることから、「要注意先・道府県」として不要不急の往来自粛をお願いしたい。
- ・ 「緊急事態宣言」対象都府県の地域から本県へ来県される場合、2週間程度の外出自粛をお願いしたい。

○4点目 県民への情報発信について

- ・ 県民の皆様の「行動変容」を促すため、改めて注意事項の徹底として、①「3密（密閉・密集・密接）」を徹底的に回避する対策を講じるとともに「手洗い」「咳エチケット」を心がけること、②「緊急事態宣言」対象都府県への往來を控えること、③親戚や知人が「緊急事態宣言」対象都府県から来られた場合は2週間程度外出を自粛すること、以上の3点についてお願いしたい。
- ・ 前回の会議で示したフレーズを、より分かりやすくバージョンアップしたので、今後の広報に市町村、関係団体ご協力のもと積極的に活用していただきたい。

- 早期の緊急事態宣言の解除に向けて、7都府県はもとより47都道府県が一致結束して対応していきたい。

以 上